

八 長期休暇制度の創設のための労働基準法の一部改正（第十一条関係）

4. 年次有給休暇の日数に関する経過措置

平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における年次有給休暇の日数は、次の表の各欄の期間ごとに、六箇月経過日（雇入れの日から起算して六箇月を超えて勤務する日をいう。）から起算した同表の各項の継続勤務年数に応じ、それぞれ同表の日数とすること。（労働基準法第三百三十六条関係）

	平成十五年度 ～平成十九年度	平成二十年 度	平成二十一年 度	平成二十二 年度	平成二十三 年度
一年未満	十五労働日	十七労働日	十九労働日	二十一労働日	二十三労働日
一年	十六労働日	十八労働日	二十労働日	二十二労働日	二十四労働日
二年	十七労働日	十九労働日	二十一労働日	二十三労働日	二十五労働日
三年	十九労働日	二十一労働 日	二十三労働日	二十五労働日	
四年	二十一労働日	二十三労働 日	二十五労働日		
五年	二十三労働日	二十五労働 日			
六年以上	二十五労働日	日			

5. 長期休暇の日数に関する経過措置

次の表の上欄に掲げる期間における長期休暇の日数は、当該期間ごとに、それぞれ同表の下欄の日数とすること。（労働基準法第三百三十六条関係）

平成十五年度から平成十九年度まで	九労働日
平成二十年度	十労働日
平成二十一年度	十一労働日
平成二十二年度	十二労働日
平成二十三年度	十三労働日